

美濃加茂市広報紙「広報みのかも」 広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美濃加茂市広告掲載取扱要綱（平成19年美濃加茂市訓令甲第63号。以下「要綱」という。）第4条に規定するもののほか、美濃加茂市が発行する広報紙「広報みのかも」（以下「広報紙」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載できる広報紙)

第2条 広告の掲載ができる広報紙は、次のとおりとする。

- (1) 普通広告の掲載ができる広報紙は、毎月発行する広報紙の各号とする。
- (2) クーポン付き広告の掲載ができる広報紙は、毎月発行する広報紙のうち、7月1日号、10月1日号、12月1日号及び3月1日号とする。

(広告の内容)

第3条 広報紙に掲載できる広告は、要綱第3条の定めによるほか、広報紙のイメージを損なうことのない内容又はデザインとする。

2 広告原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合は、代理店において著作権又は肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、代理店の負担とする。

(広報紙との区別)

第4条 読者が、広報紙の記事の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は市の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(広告の規格等)

第5条 広報紙に掲載できる広告の規格等については、次の表のとおりとする。

項目	第2条第1項第1号に定める 普通広告の内容	第2条第1項第2号に定める クーポン付き広告の内容
広告枠の サイズ	(1) 1つの広告枠のサイズは、縦 50mm×横 86mmとする。 (2) 1 広告主は、広報紙1号に最大2枠まで（縦 50mm×横 180mm）掲載できるものとする。	(1) 1つの広告枠のサイズは、縦 50mm×横 86mmとする。 (2) 1 広告主は、広報紙1号に最大2枠まで（縦 50mm×横 180mm）掲載できるものとする。 (3) 広告枠とは別に、「広告主の名称」「クーポン内容」「有効期限」を掲載したクーポン券を掲載する。
広告掲載料	1 広告枠の掲載料は、次のとおりとする。 (1) 広告主が市内で事業を営む個人又は市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する場合は、「広告枠料 10,000 円+デザイン料・手数料」とする。 (2) 広告主が第1号以外の場合は、「広告枠料 13,000 円+デザイン料・手数料」とする。	
広告枠の数	広報紙の各号ごとに、最大8枠とする。	掲載月号ごとに、12枠又は28枠とする。 ただし、広告が12枠に満たない場合は掲載しないこととし、広告が28枠に満たない

		場合は優先する 12 枠のみ掲載する。
掲載位置	各号の表表紙と裏表紙を除く市政情報課が指定する位置とする。	
掲載期間等	(1) 広報紙の各号を単位とする。 (2) 広告主は、連続して広告掲載を希望する場合は、同一年度内で最大 12 号分まで、あらかじめ申し込むことができるものとする。 (3) 市のホームページで公開している広報紙への広告掲載は行わないものとする。	(1) 広報紙の掲載月号を単位とする。 (2) 広告主は、連続して広告掲載を希望する場合は、同一年度内で最大 4 号分まで、あらかじめ申し込むことができるものとする。 (3) 市のホームページで公開している広報紙への広告掲載は行わないものとする。
デザイン等	(1) 色彩は、市政情報課の指定する色刷りとする。 (2) 広告枠の中に「広告」という文字を明記するものとする。 (3) 市は、広告のデザイン及び内容について、広報紙のイメージを損なうことのないよう代理店と調整することができる。	

(広告掲載の優先順位)

第 6 条 前条に規定する広告枠の数を超える申込みがあった場合において、広報紙に広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものの広告
- (2) 法人その他団体（前号に掲げるものを除く。）又は事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
- (3) 前 2 号に該当しないものの広告

2 前項の定めによるほか、さらに、優先順位を次の順序とする。

- (1) 掲載申込期間が長いもの
- (2) 申込みの早いもの

(広告掲載の募集)

第 7 条 広報紙への広告掲載の募集は、必要に応じて広報紙及び市ホームページで行うものとする。

(委任)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 21 年 7 月 27 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 1 日訓令甲第 5 号）

この訓令は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 1 日訓令甲第 3 号）

この訓令は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日訓令甲第 2 号）

この訓令は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。